

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 3 条の 2 第 6 項の規定に基づき、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部を次のように変更したので、同条第 1 項の規定に基づき公表する。

令和 6 年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
前文 (略) 第1 (略) 第2 平時からの取組 1 農林水産省の取組 (1) 諸外国や国際獣疫事務局（<u>WOAH</u>）等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新の発生状況等を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表することにより、生産者、日本への入国者及び帰国者、外国人労働者、外国人技能実習生、留学生、獣医畜産系大学関係者、消費者等に必要な情報について周知する。 (2)～(4) (略) 2 都道府県の取組 (1)・(2) (略) (3) 飼養衛生管理指導等指針に即して飼養衛生管理指導等計画を策定し、家畜の所有者が飼養衛生管理基準を遵守するよう、当該計画に沿って、<u>毎年</u>、指導等を行う。 (4) (略) (5) 家畜の所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じた防疫作業への理解及び協力を得るために、家畜の所有者（鹿、めん羊、山	前文 (略) 第1 (略) 第2 平時からの取組 1 農林水産省の取組 (1) 諸外国や国際獣疫事務局（<u>OIE</u>）等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新の発生状況等を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表することにより、生産者、日本への入国者及び帰国者、外国人労働者、外国人技能実習生、留学生、獣医畜産系大学関係者、消費者等に必要な情報について周知する。 (2)～(4) (略) 2 都道府県の取組 (1)・(2) (略) (3) 飼養衛生管理指導等指針に即して飼養衛生管理指導等計画を策定し、家畜の所有者が飼養衛生管理基準を遵守するよう、当該計画に沿って指導等を行う。 (4) (略) (5) 家畜の所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じた防疫作業への理解及び協力を得るために、家畜の所有者（鹿、めん羊、山

羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。

① 法第51条に基づく農場への立入検査

② （略）

なお、①及び②の措置の実施に当たっては、飼養衛生管理基準の不遵守、第4の1の届出の遅延等、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった場合、手当金及び特別手当金が減額されて交付されることを周知する。

(6)～(9) （略）

3・4 （略）

第3 発生に備えた体制の構築・強化

1 （略）

2 都道府県の実組

(1)・(2) （略）

(3) 家畜の所有者に対する埋却地等の事前確保に係る指導等を徹底するとともに、周辺住民の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等を行う。これらの取組が十分でない場合は、次の措置を講ずるとともに、豚及びいのししの所有者に対しては、これらの措置を講ずるに当たって必要な取組を求める。

①・② （略）

③ 市町村その他の関係機関、関係団体及び地域の協議会と連携し、地域ごとに、利用可能な焼却施設又は化

羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。

① 法第51条に基づく農場への立入検査（原則として、年1回以上実施する。）

② （略）

(6)～(9) （略）

3・4 （略）

第3 発生に備えた体制の構築・強化

1 （略）

2 都道府県の実組

(1)・(2) （略）

(3) 家畜の所有者に対する埋却地等の事前確保に係る指導等を徹底するとともに、周辺住民の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等を行う。これらの取組が十分でない場合は、次の措置を講ずるとともに、豚及びいのししの所有者に対しては、これらの措置を講ずるに当たって必要な取組を求める。

①・② （略）

③ 焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）が利用可能な場合には、焼却施設等をリスト

製処理施設（以下「焼却施設等」という。）を具体的にリストアップし、焼却施設等の利用を計画している家畜の所有者に対して、周辺住民の理解醸成に向けた取組を行うよう指導等を行う。あわせて、あらかじめ発生時の利用について、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整し、焼却施設等の所有者又は管理者と合意を得るよう指導等を行う。また、都道府県知事は、法第21条第7項に基づき、特に必要があると認めるときは、市長村長に対し、協力を求める。さらに、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討し、埋却地等の事前準備が不十分な家畜の所有者が生じないよう支援を行う。

④ （略）

(4)～(7) （略）

3・4 （略）

第4 異常家畜の発見及び検査等の実施

1 （略）

2 都道府県による臨床検査

(1) 家畜防疫員は、1の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防疫服を着用して畜舎に入り、異常家畜及び同居家畜の鼻、口唇、口腔、舌、蹄部、乳頭部等（以下「好発部位」という。）を中心とした徹底した臨床検査（体温測定を含む。）を行う。

その際、全ての異常家畜（異常家畜が多数の場合は、症状が明確な数頭）の病変部位及び病変の好発部位をデ

アップし、あらかじめ発生時の利用について焼却施設等、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整し、可能な限り、防疫協定の締結を進める。また、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討し、埋却地等の事前準備が不十分な家畜の所有者が生じないよう支援を行う。

④ （略）

(4)～(7) （略）

3・4 （略）

第4 異常家畜の発見及び検査等の実施

1 （略）

2 都道府県による臨床検査

(1) 家畜防疫員は、1の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防疫服を着用して畜舎に入り、異常家畜及び同居家畜の鼻、口唇、口腔、舌、蹄部、乳頭部等（以下「好発部位」という。）を中心とした徹底した臨床検査（体温測定を含む。）を行う。

その際、全ての異常家畜（異常家畜が多数の場合は、症状が明確な数頭）の病変部位及び病変の好発部位をデジ

デジタルカメラで鮮明かつ多角的に撮影し、病性等の判定等に資するため、畜舎内の状況についても撮影する。

また、家畜防疫員は、好発部位に水疱が確認された場合等には、動物衛生課と協議の上、口蹄疫ウイルスの抗原を特異的に検出するキット（以下「抗原検出キット」という。）を使用する。

(2) (略)

(3) 都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査等の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、異常家畜の写真、症状、同居家畜の状況、抗原検出キットを使用した場合はその結果等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

①～③ (略)

④ 家畜から採取した検体について動物用生物学的製剤（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第83条第1項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第14条第1項、第19条の2第1項、第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の承認を受けた動物用生物学的製剤をいう。）若しくは再生医療等製品（医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第23条の25第1項又は第23条の37第1項の承認を受けた再生医療等製品をいう。）又は検査試薬を使用して検査を実施した場

タルカメラで鮮明かつ多角的に撮影し、病性等の判定等に資するため、畜舎内の状況についても撮影する。

また、家畜防疫員は、好発部位に水疱が確認された場合等には、必要に応じて、口蹄疫ウイルスの抗原を特異的に検出するキット（以下「抗原検出キット」という。）を使用する。

(2) (略)

(3) 都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査等の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、異常家畜の写真、症状、同居家畜の状況、抗原検出キットを使用した場合はその結果等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

①～③ (略)

(新設)

合において、当該検体から口蹄疫ウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体が確認される。

(4)・(5) (略)

3 (略)

4 農場等における措置

(1) 都道府県は、3により検体を動物衛生研究部門に搬入した場合には、2の農場の家畜の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

① 法第32条第1項に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

ア～エ (略)

オ 家畜の排せつ物等 (胎盤を含む。以下同じ。)

カ (略)

②～④ (略)

(2) (略)

5 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、3により検体を動物衛生研究部門に搬入した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも6により動物衛生研究部門が行う遺伝子検査(遺伝子検出検査(RT-PCR検査又はリアルタイムRT-PCR検査をいう。))及び必要に応じた遺伝子解析をいう。以下同じ。)の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1)・(2) (略)

(4)・(5) (略)

3 (略)

4 農場における措置

(1) 都道府県は、3により検体を動物衛生研究部門に搬入した場合には、2の農場の家畜の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

① 法第32条第1項に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

ア～エ (略)

オ 家畜の排せつ物等

カ (略)

②～④ (略)

(2) (略)

5 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、3により検体を動物衛生研究部門に搬入した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも6により動物衛生研究部門が行う遺伝子検査の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1)・(2) (略)

(3) 第3の2の(1)に基づく事前に策定した動員計画及び調達計画に沿った、家畜のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国、他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否の検討を含む。）

(4)～(6) （略）

6 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、3により都道府県から検体の搬入があった場合には、病変のステージに応じた方法（抗原検査（ウイルス分離検査及び遺伝子検査をいう。以下同じ。）及び血清抗体検査）により検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

7・8 （略）

第5 病性等の判定

農林水産省は、次の1及び2により病性等の判定を行うものとする。

1 病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

(1) 病変部位の写真、疫学情報及び第4の6により動物衛生研究部門が行う抗原検査及び血清抗体検査の結果又は第4の7の経過観察の結果に基づき、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。ただし、第9の1の(1)の移動制限区域内で飼養されている家畜又は第12の1の(2)の疫学関連家畜について、病変部位の写真から口蹄疫に特有の臨床症状を明確に確認できる場合又は抗原検出キットにより陽性と判定された場合には、小委の委員等

(3) 第3の2の(1)に基づく事前に策定した動員計画及び調達計画に沿った、家畜のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国、他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む。）

(4)～(6) （略）

6 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、3により都道府県から検体の搬入があった場合には、病変のステージに応じた方法（抗原検査（ウイルス分離検査、R T－P C R検査等の遺伝子検査等をいう。以下同じ。）及び血清抗体検査）により検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

7・8 （略）

第5 病性等の判定

農林水産省は、次の1及び2により病性等の判定を行うものとする。

1 病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

(1) 病変部位の写真、疫学情報及び第4の6により動物衛生研究部門が行う抗原検査及び血清抗体検査の結果又は第4の7の経過観察の結果に基づき、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。ただし、第9の1の(1)の移動制限区域内で飼養されている家畜又は第12の1の(2)の疫学関連家畜について、病変部位の写真から口蹄疫に特有の臨床症状を明確に確認できる場合又は抗原検出キットにより陽性と判定された場合には、小委の委員等

の専門家の意見も踏まえ、遺伝子検査の結果を待たずに、臨床症状及び疫学情報により、総合的に判定する。

(2) (略)

2 (略)

第6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) (略)

(2) (1)の場合、都道府県は、当該家畜の所有者に対して、当該家畜に起因する口蹄疫のまん延を防止することについては、当該家畜の所有者が患畜等のと殺及び死体の焼埋却を実施する第一義的責任を有していることを説明する。

(3) (略)

(4) (3)により情報を提供する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が口蹄疫のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

(5) 都道府県は、家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定された旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該家畜の所有者及び第4の5の(6)に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該家畜の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告

の専門家の意見も踏まえ、遺伝子検査の結果を待たずに、臨床症状及び疫学情報により、直ちに判定する。

(2) (略)

2 (略)

第6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) (略)

(新設)

(2) (略)

(3) (2)により情報を提供する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が口蹄疫のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

(4) 都道府県は、家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該家畜の所有者及び第4の5の(6)に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該家畜の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告す

する。

2～4 (略)

第7 発生農場等における防疫措置

1 と殺（法第16条）

(1) 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。当該家畜の所有者による迅速かつ適切な防疫措置の実施が困難であると認められる場合においては、法第16条第3項に基づき、家畜防疫員が防疫措置を実施する。

(2) (略)

(3) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場及び発生農場の周囲1km以内の区域に位置する農場（第12の2の(1)の検査の対象農場に限る。）の外縁部及び畜舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤及び5に掲げる殺虫剤等の散布等により、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置を行う。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する。

(4)～(10) (略)

2 死体の処理（法第21条）

(1) 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の死体の所有者に対し、当該死体の焼却又は埋却を指示する。当該死体の所有者による迅速かつ適切な防疫措置の実施が困難であると認められる場合においては、法第21条第4項に基づき

る。

2～4 (略)

第7 発生農場等における防疫措置

1 と殺（法第16条）

(1) 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。

(2) (略)

(3) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場及び発生農場の周囲1km以内の区域に位置する農場（第12の2の(1)の検査の対象農場に限る。）の外縁部及び畜舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤及び殺虫剤等の散布等により、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置を行う。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する。

(4)～(10) (略)

2 死体の処理（法第21条）

(新設)

、家畜防疫員が防疫措置を実施する。

(2)・(3) (略)

(4) 埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜又は疑似患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。なお、焼却又は化製処理を行う場合には、都道府県は第3の2の(3)の③の合意が得られていることを確認の上、動物衛生課と協議を行う。また、焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては(3)の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、(3)に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、(2)の場所に行う。

(5) 焼却又は化製処理を行う場合は、次の措置を講ずる。
なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

① 焼却施設等の出入口で運搬車両の消毒を行う。

②・③ (略)

④ 死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、運搬物を積み下ろした場所から死体投入場所までの経路並びに使用した設備及び資材を消毒する。

⑤ 焼却又は化製処理が完了し、④の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。

(6) (略)

3 汚染物品の処理（法第23条）

(1)・(2) (略)

(3) 埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては(2)の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、(2)に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、(1)の場所に行う。

(4) 焼却又は化製処理を行う場合は、次の措置を講ずる。
なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

(新設)

①・② (略)

③ 死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、焼却施設等の出入口から死体投入場所までの経路を消毒する。

④ 焼却又は化製処理が完了し、設備、資材及び③の経路の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。

(5) (略)

3 汚染物品の処理（法第23条）

(1)・(2) (略)

(3) 焼却、化製処理又は消毒を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

① 焼却施設等の出入口で運搬車両の消毒を行う。

②・③ (略)

④ 汚染物品の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、運搬物を積み下ろした場所から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。

(4) (略)

4・5 (略)

6 家畜の評価

(1)・(2) (略)

(3) 家畜の所有者等は、と殺に先立ち、家畜の評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる個体（多頭群飼育されている場合にあっては、群ごとの代表的な個体）ごとに、当該家畜の体型・骨格が分かるように写真を撮影する。

(4) (略)

第8 (略)

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1～3 (略)

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする

。

(1)・(2) (略)

(3) 焼却、化製処理又は消毒を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

(新設)

①・② (略)

③ 汚染物品の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。

(4) (略)

4・5 (略)

6 家畜の評価

(1)・(2) (略)

(3) 家畜の所有者等は、と殺に先立ち、家畜の評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる個体（多頭群飼育されている場合にあっては、群ごとの代表的な個体）ごとに、当該家畜の体型・骨格が分るように写真を撮影する。

(4) (略)

第8 (略)

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1～3 (略)

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする

。

(1)～(5) (略)

(6) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く。）

5 制限の対象外

(1) 制限区域内の家畜の死体等の処分のための移動

① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が家畜に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の家畜の死体、家畜の排せつ物等、敷料、飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

②・③ (略)

(2) 制限区域外の家畜の死体等の処分のための移動

制限区域外の農場の家畜の死体、家畜の排せつ物等、敷料、飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(1)の③の措置を講ずる。

(3)・(4) (略)

第10 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

(1)～(5) (略)

(6) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

5 制限の対象外

(1) 制限区域内の家畜の死体等の処分のための移動

① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が家畜に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の家畜の死体、家畜の排せつ物等、敷料又は飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

②・③ (略)

(2) 制限区域外の家畜の死体の処分のための移動

制限区域外の農場の家畜の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(1)の③の措置を講ずる。

(3)・(4) (略)

第10 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

1～3 (略)

4 と畜場の再開

(1) 再開の要件

移動制限区域内のと畜場について、次の要件のいずれにも該当する場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。なお、と畜場で口蹄疫が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

- ① 車両消毒設備が整備されていること。
- ② 生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。
- ③ 定期的に清掃・消毒をしていること。
- ④ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。
- ⑤ (2)の事項を遵守する体制が整備されていること。

(2) 再開後の遵守事項

再開後には、制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

- ① 作業従事者がと畜施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
- ② 車両の出入り時の消毒を徹底すること。
- ③ 家畜の搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。
- ④ 搬入した家畜について、と畜場法（昭和28年法律第

1～3 (略)

(新設)

114号)に基づき、と殺解体することが不適当とされた場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。

⑤ 搬入した家畜は、農場ごとに区分管理すること。

⑥ 家畜及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

第11 (略)

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 (略)

2 移動制限区域内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査

都道府県は、口蹄疫の発生が確認された場合には、次により調査及び検査を実施する。

① (略)

② 立入検査

ア 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、少なくとも発生農場から半径1km以内の区域にある農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては、6頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）及び移動制限区域内の全ての大規模飼養農場（牛（月齢が満24か月以上（肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。以下同じ。）にあつては、満17か月以上）のものに限る。）及び水牛にあつては200頭以上、牛（月齢が

第11 (略)

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 (略)

2 移動制限区域内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査

都道府県は、口蹄疫の発生が確認された場合には、次により調査及び検査を実施する。

① (略)

② 立入検査

ア 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、少なくとも発生農場から半径1km以内の区域にある農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては、6頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）及び移動制限区域内の全ての大規模飼養農場（牛（月齢が満24か月以上（肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。以下同じ。）にあつては、満17か月以上）のものに限る。）及び水牛にあつては200頭以上、牛（月齢が

満4か月以上満24か月未満（肥育牛にあつては、満4か月以上満17か月未満）のものに限る。）、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては3,000頭以上飼養する農場をいう。以下同じ。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、遺伝子検査及び血清抗体検査を行うための検体（鼻腔スワブ及び血液）を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

イ （略）

(2) （略）

3～7 （略）

第13 （略）

第14 予防的殺処分（法第17条の2）

1～3 （略）

4 予防的殺処分の実施手続等

(1)・(2) （略）

(3) 予防的殺処分は、第7の1に規定すると殺に準じて行い、原則として第7の2に規定する方法に準じて家畜の死体の処理を行う。また、第7の6に規定する方法を参考に、予防的殺処分の対象となる家畜の生産に要する費用その他の通常生ずべき損失の算定を行う。

この場合、当該家畜の評価については、当該家畜を殺すべき旨の命令があつた時の状態についての評価額とする。

第15 家畜の再導入

満4か月以上満24か月未満（肥育牛にあつては、満4か月以上満17か月未満）のものに限る。）、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては3,000頭以上飼養する農場をいう。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、遺伝子検査及び血清抗体検査を行うための検体（鼻腔スワブ及び血液）を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

イ （略）

(2) （略）

3～7 （略）

第13 （略）

第14 予防的殺処分（法第17条の2）

1～3 （略）

4 予防的殺処分の実施手続等

(1)・(2) （略）

(3) 予防的殺処分は、第7の1に規定すると殺に準じて行う。また、第7の6に規定する方法を参考に、予防的殺処分の対象となる家畜の評価を行う。

この場合、当該家畜の評価については、当該家畜を殺すべき旨の命令があつた時の状態についての評価額とする。

第15 家畜の再導入

1・2 (略)

3 導入後の飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認

都道府県は、再導入後3か月以内に、当該農場に立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。
なお、大規模飼養農場に係る当該検査については、担当獣医師が同行するものとする。

当該立入検査で、飼養衛生管理基準の不遵守が認められた場合には、改善されるまで指導等を行う。また、必要に応じて、法第12条の5に基づく指導及び助言を行う。

第16 (略)

第17 感染の疑いが生じた場合の対応等

1 (略)

2 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、1により必要な検体を動物衛生研究部門へ送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも3により動物衛生研究部門が行う抗原検査の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1) (略)

(2) 感染疑い野生動物が確認された地点周辺の農場で口蹄疫が発生する場合に家畜のと殺等の防疫措置を実施するために必要となる人員及び資材の確認(国や他の都道府県等からの人的支援の要否の検討を含む。)

(3)～(7) (略)

3 (略)

1・2 (略)

(新設)

第16 (略)

第17 感染の疑いが生じた場合の対応等

1 (略)

2 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、1により必要な検体を動物衛生研究部門へ送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも3により動物衛生研究部門が行う抗原検査の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1) (略)

(2) 感染疑い野生動物が確認された地点周辺の農場で口蹄疫が発生する場合に家畜のと殺等の防疫措置を実施するために必要となる人員及び資材の確認(国や他の都道府県等からの人的支援の要否を含む。)

(3)～(7) (略)

3 (略)

第18～第20 （略）

第21 移動制限区域の設定（法第32条）

1～6 （略）

7 移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) （略）

(6) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く。）

8 移動制限の対象外

(1) 移動制限区域内の家畜の死体、排せつ物等、敷料及び飼料等の処分のための移動

家畜防疫員が飼養されている家畜に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理、堆肥化处理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な施設に家畜の死体等を移動させることができる。

① （略）

② 焼却、化製処理、堆肥化处理又は消毒を行う場合の措置

ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等体液等の飛散のないように措置を講ずること。

イ・ウ （略）

エ 家畜飼養器具は、適切な消毒方法により消毒すること。また、家畜防疫員が可能な限り、消毒状況を

第18～第20 （略）

第21 移動制限区域の設定（法第32条）

1～6 （略）

7 移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) （略）

(6) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

8 移動制限の対象外

(1) 移動制限区域内の家畜の死体、排せつ物、敷料及び飼料等の処分のための移動

家畜防疫員が飼養されている家畜に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理、堆肥化处理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な施設に家畜の死体等を移動させることができる。

① （略）

② 焼却、化製処理、堆肥化处理又は消毒を行う場合の措置

ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等飛散のないように措置を講ずること。

イ・ウ （略）

（新設）

確認すること。

(2) 移動制限区域外の家畜の死体、排せつ物等、敷料及び飼料等の処分のための移動

移動制限区域外の農場の家畜の死体等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(1)の②のアからエまでの措置を講ずる。

(3)・(4) (略)

第22 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

1・2 (略)

3 と畜場の再開

第10の4を準用する。

4 (略)

第23～第25 (略)

(2) 移動制限区域外の家畜の死体の処分のための移動

移動制限区域外の農場の家畜の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(1)の②のアからウまでの措置を講ずる。

(3)・(4) (略)

第22 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

1・2 (略)

(新設)

3 (略)

第23～第25 (略)